

4. 質の確保について (2) 担い手の質の確保

【第一次報告抜粋】

また、指導員の養成、専門性の向上に向けた研修の強化を図っていく必要があるとともに、事業に関わる者すべてについて障害児を含めた子どもとの関わりについての研修機会の確保など条件整備をしていくことが重要である。

＜放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員として望ましい者（現行制度）＞

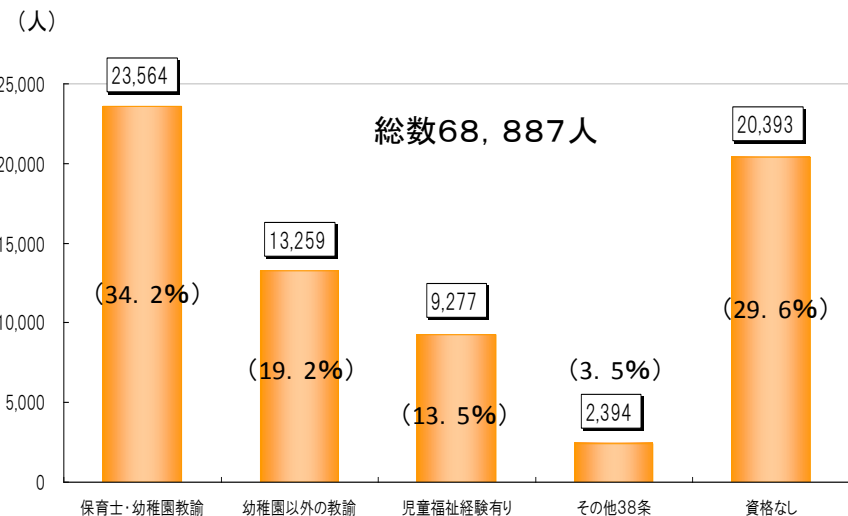
- ・放課後児童指導員に係る要件は設けられていない。
- ・保育士、幼稚園教諭、その他の教諭、児童福祉施設職員養成施設卒業者、2年以上児童福祉事業に従事した者、大学等で一定の教育課程を修めるなど都道府県知事が適当と認めた者が望ましいとされている。
- ・放課後児童指導員の現任研修については、研修プログラムが策定されていない。

○ 放課後児童クラブは、学童期という発達段階に応じた対応や家庭でも学校でもない第三の場所として、生活の場とともに、遊び等の多様な活動の提供が求められ、また、障害など様々な困難を抱える子ども、保護者への対応も求められる。

◇ これらを踏まえ、担い手の質を確保する観点から、研修の充実を図っていくことが必要ではないか。

- ・ 約3割いる無資格者に対する研修の充実
- ・ 有資格者も含めた放課後児童クラブに特化した研修強化の必要性（現任研修も含む。）

◇ また、放課後児童クラブにおける多様な体験活動を充実する観点から、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくことが必要ではないか。



注1: ()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2: 「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

5. 人材確保について

【第一次報告抜粋】

大幅な量的拡大を図っていくためには、人材確保が重要な課題である。現在、従事者の勤続年数が短い、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘も踏まえ、財源の確保と併せ、人材確保のための職員の処遇改善等を図っていく必要がある。その際、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくという視点、一方で、指導員と子ども、保護者との間で安定した人間関係が築けることがサービスの性格上望ましいという視点に配慮することが必要である。

- 放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員については、4(2)で述べたような一定の質が確保された人材の確保を図るとともに、継続的な就労が可能となるようにしていく必要があり、このためには職員の処遇改善が必要となる。
- 一方で、職員の処遇改善については、現行、国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があり、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘もある。
- ◇ 指導員の処遇改善のためには、財源確保が前提条件となるが、新制度体系における費用負担のあり方も踏まえつつ、その処遇改善を図ることを前提とした運営費が確保されるようにすべきではないか。

<自治体における処遇改善以外の先駆的な取組の例>

- (1) 人材養成及び人材バンク登録・管理事業
 - ・地域の核となる指導員の養成、初任者研修等の実施
 - ・指導員の人材バンクの設置及び登録・管理業務
 - ・放課後児童クラブへの人材紹介
- (2) 放課後児童クラブへの訪問支援、相談支援事業
学童保育支援センターに配置された支援員が、放課後児童クラブを訪問し、相談支援を行う。

- (3) ネットワーク整備事業
放課後児童クラブの課題を解決するための支援体制づくりを行う。
- (4) 専門機関からの専門相談員の派遣、出前講座等の提供事業
外部からの専門相談員等の派遣による相談支援

6. 利用方式、利用者負担について

【第一次報告抜粋】

○ 以上のような量・質両面からの充実を図っていくため、必要となる制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方を、さらに検討していくべきである。

その際、サービス利用保障を強化するための財源保障を強化をする場合には、財政規律の観点からの一定のルール(※)が必要となると考えられることに留意が必要である。

※ 他の制度例では、サービスの利用の要否に係る認定の制度(保育の場合は保育にかけるか否かの判断)、給付の限度額の設定、サービスの利用量に応じた利用者負担などがある。

<現行の放課後児童クラブの利用方式>

- ① 市区町村を介して申し込む方式又は放課後児童クラブの運営主体に直接申し込む方式(自治体ごとに異なる)
- ② 就労家庭か否かの確認に係る統一的ルールは定められていない。

◇ 放課後児童クラブを利用することができる児童の範囲について整理し、利用者の利便性も考慮しながら、利用できる児童かどうかの確認を行う仕組みを設ける必要があるのではないか。

◇ 市区町村がサービスの申込者数を把握できていない場合があることを、制度的に見直していく必要があるのではないか。

< 現行の利用者負担の方式 >

- ・ 利用者負担については、補助金において運営経費の1/2を利用者負担とすることを前提としているが、実際には各自治体の判断に基づき設定されており、統一的なルールは存在しない。
- ・ 特に民営施設の場合など、所得把握の困難さなどから、一律の利用者負担とせざるを得ない場合もあり、低所得者に対する配慮も行われていない場合もある。

◇ 全国において、統一的なルールを設定する必要があるか。

◇ 新たな制度体系の費用負担については、社会全体で重層的に支え合うことを前提としているが、当該費用を財源としたサービスの利用者は、公平性の確保の観点から、一定の負担を求めることが適当である一方、負担水準をどうするか、利用抑制に働くおそれの懸念などの点についてどう考えるか。

※ 他の確立した社会保障制度においても、一定の利用者負担がある。

◇ 仮に、何らかの統一的な利用者負担のルールを定める場合、低所得世帯や多子世帯に配慮した設定を行うなど、利用者負担を設定する際の考慮事項は何か。

7. 財源・費用負担について

◇ 新たな制度体系の費用負担のあり方については、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合うこととされているところである。

放課後対策においてすべての子どもの健全育成を保障していくことや、確立した制度としていく上で、市町村が実施責任を果たす仕組みを強化し、また、サービス量の拡大を促進する仕組みとすることも必要であるが、このためには、費用支弁、財源保障を強化することが必要ではないか。

◇ 現行、放課後児童クラブについては、事業主の拠出金を財源として地方自治体への補助を実施しているところであるが、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、その実施は、現在の労働力の確保に資するものであること、量的拡大などを大きく図っていくために全体の財源規模を確保していく必要があることなどを踏まえる必要があるのではないか。

8. 放課後子どもプランの推進について

【第一次報告抜粋】

- 放課後こどもプラン(留守家庭の子どもの健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」と、すべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、様々な体験活動や交流活動等の取組みを推進する「放課後こども教室」を、一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策)を推進していく上で、両事業の一体的な運営を行っている場合の制度上の位置づけ(人員配置や専用スペースの基準等)をどうしていくか、検討の必要がある。
- 放課後児童クラブと放課後こども教室との関係については、連携を一層進めていく必要があるが、一体的運営については、放課後児童クラブを利用する子どもは保護者が働いている間は家に帰るという選択がないことに十分配慮する必要があり、一方で、いろいろな子どもとの遊びの機会、サービス利用の自由度、効率的な事業実施といった観点から一体的運営に利点がある場合も考えられ、放課後こどもプランの実施状況などを十分踏まえながら、対応すべきである。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室との関係については、現在、放課後こどもプランにおいて、一体的又は連携して実施することを推進しているところである。
 - ◇ 一方で、2で前述したように、就労家庭の子どもか否かにかかわらず、全ての子どもが身近で利用可能な一定の場所、サービス提供を充実していくことの重要性に鑑みて、学校以外の場で行われる放課後児童クラブも含め、より一層の両事業の一体的実施又は連携の強化や児童館も含めた全児童対策と放課後児童クラブの関係を整理することも考えられるのではないか。
 - ◇ 一体的又は連携した運営を行った場合においても、就労家庭の子どもを対象としたサービスにおいては、生活の場の確保という機能が損なわれないようにする必要があり、以下の内容が確保される必要があるのではないか。
 - ・適切な指導員の配置(一体的実施の場合は両事業トータルとしての配置)
 - ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開設時間の確保
 - ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
 - ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施

等